

一村落の集団論的研究（Ⅱ）

井 上 文 夫

は し が き

長谷むら（兵庫県宝塚市西谷地区長谷）の調査は、すでに昭和31年に行なわれ、余田博通著「農業村落社会の論理構造」に発表されているが、この調査以来16～17年を経過している。ここに、①集団論・社会関係論の観点から、昭和47～48年現在の長谷むらの実態を見ること、②集団を構成している要因・社会関係を構成している要因を析出すること、③このむらの昭和31年現在と昭和47～48年現在との比較ないしは変容を見ること、この三つが今回の調査目的である。この調査目的に沿って、以下の事柄を順次報告したい。〔1〕、このむらにおける部落有財産の所有および管理形態の変容理由。〔2〕、寄せ講（統一伊勢講）の実態報告。〔3〕、寄せ講の各講を構成している要因の析出。〔4〕、妙清講・行者講・念佛講・庚申講・觀音講の実態報告。〔5〕、墓講の実態報告およびこの講集団を構成している要因の析出。〔6〕、葬儀の実態報告。〔7〕、農業用機械の共同所有集団を構成している要因の析出。〔8〕、ユイ（カタミ）・手伝・雇用一被雇用関係の実態報告およびこれらの諸関係を構成している要因の析出。

以上の報告によって、昭和47～48年現在のこのむらの実態を明確にし、これを基礎に「むら」一般を考えたい。

（一）

〔1〕 長谷むらにおける部落有財産の所有および管理形態の変容理由

このむらに長谷村々法¹⁾が現存し、その一部である「部落有財産に就ての定め」²⁾における部落有財産の管理形態が昭和46年に変容した。すなわ

ち、「長谷土地信託有限会社」³⁾が設立された。長谷むらにおける部落有財産の管理形態変容の直接の契機は、関西電力による部落有財産（むら共有地）の一部の買収である。部落有財産の一部を売買する場合、従来の土地所有形態および管理の様式を、むらとして、現実に対応しうる何らかの形態に変える必要があった。そこで、その対応としての最善の形態を研究するという共同の目標をもって、むらの人々が共同活動を行ない、この成果が長谷土地信託有限会社の創立である。ところが、昭和30年の「部落有財産に就ての定め」は、会社の定款には取り入れられていないけれども、その前提条件として、依然、効力を有し、会社創立のいわば潜在的条件であり、むらの人々には自明のこととして考えられているのである。したがって、会社の創立は、部落共有地の売買を契機とする部落有財産の所有および管理形態の法的変容としてみるべきものである。

〔2〕 寄せ講（統一伊勢講）の実態

このむらの伊勢講（寄せ講＝統一伊勢講）の講習は、毎年二月六日午後七時半頃、講員（むら人全員、ただし各戸一人）が長谷公民館に集合して行なわれる。講員が公民館に着くと、廊下の手洗桶で手を洗い清め、床の間の天照大神の絵姿（掛け軸）を拝む。この絵姿は、右から上伊勢講共有の絵姿・西伊勢講共有の絵姿・大正伊勢講共有の絵姿・昭和伊勢講共有の絵姿の順で床の間に掛けられている。これらの絵姿に対して、床の間に柿一対・御神燈一対のほかに三方三重が供えられている。一つの三方には、洗米・水玉・塩・オミキスズが供えられ、他の一つの三方には、「海の幸」としてスルメ・「山の幸」としてシイタケ・「畑のもの」としてツクネイモ・ニンジン等が供えられ、他のもう一つの三方には、ミカンが供えられていた。⁴⁾これらの供物は、三方全体で五

表 1

講 名 区 およ び 農 家 番 号	寄せ講（統一伊勢講）																
	上伊勢講	西伊勢講	大正伊勢講	昭和伊勢講	上愛宕講	東愛宕講	西愛宕講	中西愛宕講	昭和愛宕講	旧金刀比羅講	東金刀比羅講	昭和金刀比羅講	上高野講	中高野講	西薬師高野講	昭和高野講	長谷高野講
の 区	36 39 A 114 118 49 102	○			○ ○					○	○	○	○			○ ○	
上 の 区	6 16 17 18 19 37 38 48 51 52	○		○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
預 金 以外 の 講 の 財 産		原野約八畝									山林約四反				イ ヤ 谷 の 山 林 一	タ ジ リ 煙 ケ 一 谷 部 の	
預 金 額	貳万七千八百六十六円	貳万四百七円	七千七百九十五円	四千八百八十六円	壹万貳千五百貳拾六円	九千八百參円	九千八百九拾七円	四千八百參拾六円	參千八百參拾円	壹万貳千七百五十四円	壹万壹千八百八拾四円	壹万六千六拾八円	九千六百貳拾七円	九千六十九円	貳万四千五百六拾壹円	四千八百六拾九円	拾 參 万 七 千 円
講 の 代 表 者	10	31	17	39	10	48	31	40	16	9	6	35	22	35	50	39	区 長

備考 ○印は講の構成員を示す。無印は講の非構成員を示す。

×印は昭和31年の講の構成員が昭和48年現在講の非構成員であることを示す。講の代表者は農家番号で示した。ただし長谷高野講の代表者は区長がこれにあたる。

色か七色か九色か十一色かの奇数個でなければならぬ。

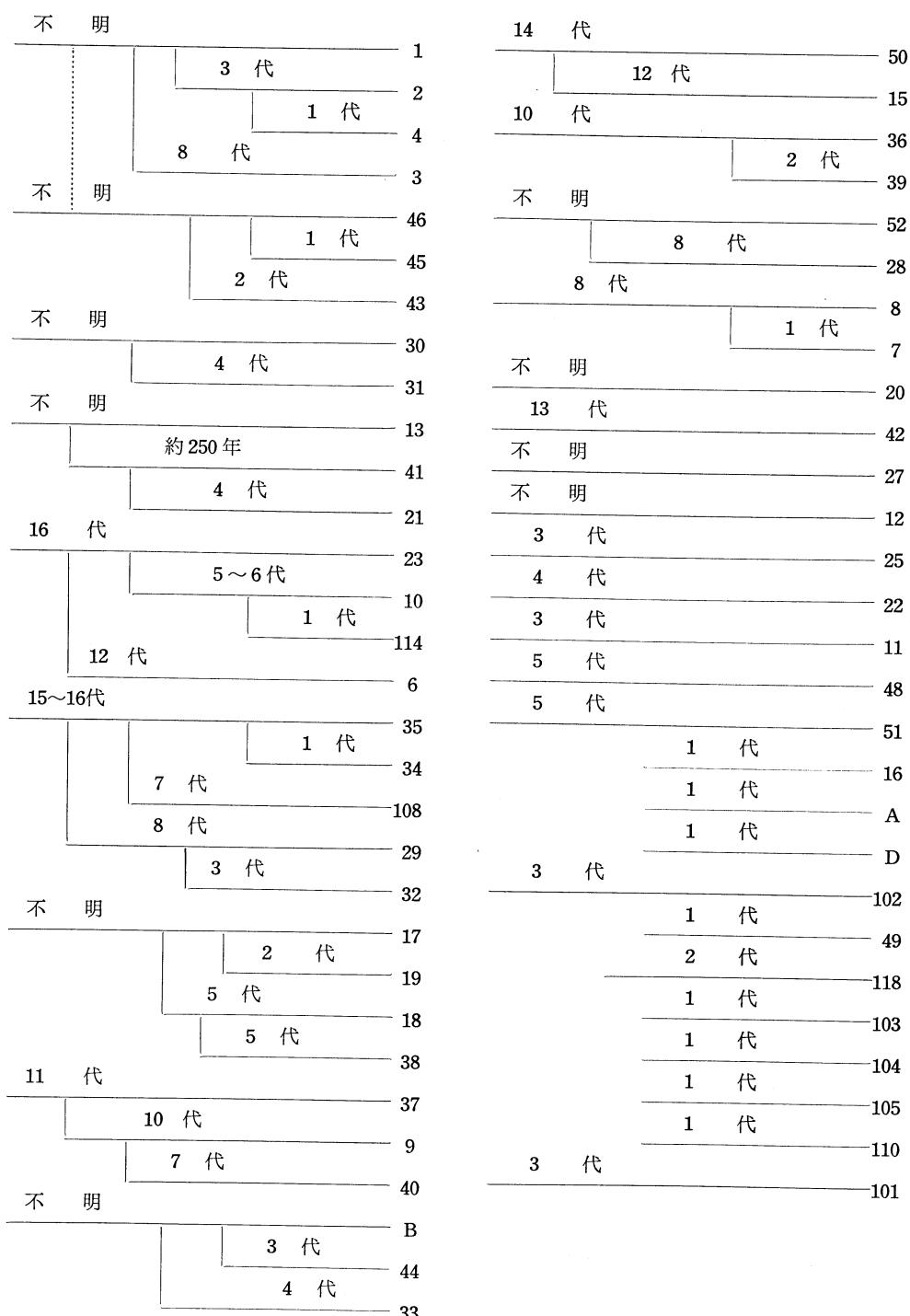
天照大神の絵姿を拝んだ後、講員は役員の間に控えている。講員全員が集まると、当番（講管者）の合図で全員が広間に行き、講管が行なわれる。講管の際には、位座の定めがあって、ヨの字型の上座の中央に区長（自治会長）が座し、区長の両側にむらの役員が並ぶ。この両側およびヨの字型

の中の列には、長幼の序で講員が座る。

全員が着席すると、当番四人が下座に下がり、当番のうちの最年長者が挨拶を行なう⁵⁾。

挨拶を終えると、彼らは全員のサカズキに酒を注いでまわる。このサカズキの酒を飲み乾して後、祝宴が始まる。講員たちは交互にサカズキを交換し、当番が用意した弁当（チソウ=折詰の酒のサカナのこと）を食べる。

同家(本家一分家)関係図



弁当を食べ終わると、講員たちは「ごちそうさまでした」という挨拶を行なう。この挨拶に対しで、当番が挨拶を返す。当番が挨拶を返すと祝宴

は終わる。

祝宴後、茶菓子を食し、各講ごとに会計の計算をする。すなわち、上伊勢講・西伊勢講・大正伊

勢講・昭和伊勢講の各講員は、それぞれの代表者に積み立て金として、昭和48年現在、五百円を支払う。各講の代表者は、これを記帳し、この積み立て金を区長（自治会長）に預ける。区長はこれを預金する。この積み立て金は、講員の伊勢参詣に使われる⁶⁾。

つづいて、伊勢講の各講（上伊勢講・西伊勢講・大正伊勢講・昭和伊勢講）の代表者が、それぞれの講の預金高と前年の各講の収支（松茸の収入・税金の支出等）決算の報告をする。最後に、愛宕講の各講・金刀比羅講の各講・高野講の各講の代表者が、それぞれの講の預金高と前年の各講の収支決算の報告をする。この後、講員は自由に帰宅する。

ところで、当番（講管者）は、毎年四名がこれにあたる。すなわち、伊勢講には、先述のごとく、上伊勢講・西伊勢講・大正伊勢講・昭和伊勢講の四つの講があり、当番は、これらの各講より一名ずつがそれぞれの講員名簿の順に選ばれるので、計四名となる。したがって、上伊勢講の講員は、講員数が十六戸なので、十六年に一度当番となり、西伊勢講の講員は講員数が十八戸なので十八年に一度当番となり、大正伊勢講の講員は七年に一度、昭和伊勢講の講員は六年に一度、当番となる。

これら四名の当番は、次の役割を遂行する。先述のごとく、講管の際には、榊・御神灯などの祭壇の準備をするほか、講管の主催者となり、三方三重・祝宴の酒・祝宴後の茶菓子・弁当の費用を負担する。三方三重・祝宴の酒・祝宴後の茶菓子の費用の負担は当番の均等割であるが、弁当の費用は当番が所属する講の講員数だけ負担することになっている（例えば、西伊勢講から選ばれた当番一名は、西伊勢講の講員全体すなわち十八人分の弁当の費用を負担する）。

これらのはかに、当番の役割はいま一つある。それは帳箱の管理である。帳箱は各伊勢講につき一つずつあり、その中には横帳と絵姿（西伊勢講の場合、西伊勢講帳と西伊勢講共有の掛軸）が保管されている。当番四名は、それぞれの所属する講の帳箱を順次管理することになっている。

以上のように、長谷むらの伊勢講は、上伊勢講・西伊勢講・大正伊勢講・昭和伊勢講の相対的独

立性を保ちつつも、講管という共同の活動を「むら」として當む寄せ講である。

ついで、このむらの各講が、寄せ講=統一伊勢講として講を當むに至った契機および理由を検討したい。昭和31年以前においては、各講の講員たちは、各講ごとにそれぞれ「ゾゴト（造事）」を行なっていた。すなわち、「講員の戸主たちが講共同祭祀の神社もしくは仏閣に参拝して帰宅すると、日を定めて講員の家族員全員が講員中の一軒の家に集まり、飲食を共にしながら心ゆくまで娯楽」していた。

「昭和38年・長谷 伊勢講・金比羅講・愛宕講・高野講 記録貯金講員帳⁷⁾」によると、「公民館活動の一つとして講管を公民館で催すようになってから六年を経過した。現在生活様式の急激なる変化向上に伴ない、講管の再検討（を）することに衆議が起り、講員協議の結果、今後左記の如く運営することに決定した。一、講管は各講の代表講として伊勢講一として従来の講管順により年一回公民館に於いて當む」とある。

これによると、次のことがわかる。すなわち、昭和32年、①長谷公民館が現在の場所に新築されたことを契機に公民館活動の一環として、②生活様式の急激な変化にともなう講管の再検討、換言すれば、折からの生活改善事業の一つとして、これら二つの理由によって、従来の講管（ゾゴト）が改められ、寄せ講=統一伊勢講となった。

このようにして、昭和32年に寄せ講=統一伊勢講が誕生した。これが昭和48年現在の長谷むらの伊勢講である。

以上のように、現在における長谷むらの伊勢講は、宗教的集団であると共に娯楽集団でもある⁸⁾

ついで、寄せ講（統一伊勢講）における愛宕講・金刀比羅講・高野講の状況を検討したい。「長谷 伊勢講・金比羅講・愛宕講・高野講 記録貯金 講員帳⁹⁾」によると、「愛宕講・金刀比羅講・高野講は、将来復活の議が起るまで休講する」とされ、さらに「現各講保有の貯金は、現在高で×切り、講代表者が保管し、処理については講員の自由とする。財産のある講に於いては、其の講員の管理において処理する」とされている。

このように、愛宕講・金刀比羅講・高野講は、昭和32年以来、これらの講独自の運営という共同

の活動がなく、積立貯金もなされていない。とはいえ、昭和48年現在、愛宕講・金刀比羅講・高野講は、表1に示したごとく、資産（動産あるいは不動産）を保有しており、伊勢講の場においてではあるが、資産運用に関する決算報告という共同の活動も存在しているので、これらの各講は、現在の時点では、実質的に解体しているとは言えない。しかしながら、愛宕講・金刀比羅講・高野講は、昭和32年以来、すでにこれらの講独自の講管という共同の活動が存在しなくなっている、将来において、資産および資産運用に関する決算報告という共同の活動が存在しなくなれば、これらの講集団は完全に解体することになるであろう。

〔3〕 寄せ講の各講を構成している要因の析出
既述のごとく、伊勢講は、昭和48年現在、上伊勢講・西伊勢講・大正伊勢講・昭和伊勢講という四つの講集団に分かれている。これら四つの講集団のうち、その発生が古い講は、上伊勢講と西伊勢講である。大正伊勢講は大正4～5年頃に構成された。この大正伊勢講は、当時、上伊勢講にも西伊勢講にも所属していなかった長谷の人々と芝辻新田の人々より成る講集団である。芝辻新田の人々が、長谷の上伊勢講にも西伊勢講にも所属していない理由は、明治30年にいたりこれらの二つのむらが合併したのであって、それまでは芝辻新田と長谷とは別のむらであったからである。昭和伊勢講は、昭和32年、むら全体としての寄せ講の誕生に伴なって、従来いずれの伊勢講にも所属していなかった家々が新たに講管をするという目的で発生した。かつ、従来の講集団に所属していない人々が、既存の講の行なう「ゾゴト」に対してもっていた共同の対抗意識も、昭和伊勢講、発生理由の一つと言われている。昭和伊勢講に限らず昭和愛宕講・昭和金刀比羅講・昭和高野講もまた以上のような理由で、昭和32年に発生した。

さて、上伊勢講および西伊勢講を構成している要因を検討しよう。表1によると、西伊勢講が、地蔵の区・薬師の区の家々を主な構成員としているのに対して、上伊勢講は中の区・畠の区・上の区の家々を主な構成員としている。とすれば、中の区の15・21・41・33番農家と畠の区の12番農家は、なぜに西伊勢講の講員であろうか。15番農家

は、地蔵の区に居住する50番農家の12代前の分家である。41番農家は薬師の区に居住する13番農家の約250年前の分家であり、21番農家は41番農家の4代前の分家である。すなわち、41番農家も21番農家も、薬師の区に居住している13番農家の分家・孫分家にあたる。33番農家は、薬師の区に居住しているBの4代前の分家である。畠の区の12番農家は、4代前まで地蔵の区に居住していた。

このように、中の区における西伊勢講の講員は、すべて地蔵の区か薬師の区の農家のかなり古い時期の同家（本家一分家）関係であり、畠の区のそれはもと地蔵の区の居住者であった。

以上のように、上伊勢講と西伊勢講という両集団を分かつ要因は住居の遠隔であり、上伊勢講を構成する要因は住居の近接、西伊勢講を構成している要因は住居の近接および同家関係である。いずれにしても、上伊勢講・西伊勢講を構成している家々が、それぞれの講を構成する要因は、第一次的には「住居の近接」、第二次的には「同家（本家一分家）関係」である。

ついで、大正伊勢講を構成する要因を検討しよう。畠の区の22番農家は、4代前からの本家で、旧自小作層の家であり、同じ区の32番農家は、29番農家の3代前の分家で、旧自作層の家である。上の区の17・18・19番農家の三軒は、前に触れたように、芝辻新田の家々である。薬師の区の27番農家は、古い時期からの本家であるが、3～4代前に他村出身者がこの家の名跡を継いで入村したために、従来の講に加入する機会がなかった。地蔵の区の20番農家は、古い家柄の本家で、旧自作・地主層の家であるが、この農家が大正伊勢講の講員である理由は、幾代か前に居住区を変えたこと、および、2～3代前に家を再興したことによる。

以上のように、大正伊勢講は、3～4代前の本家・分家層の家々およびこの時期に家を再興した者と芝辻新田の家々により構成された集団である。

昭和伊勢講は、現在の分家層(45・7・34・39)の家々と第二次世界大戦直後の入村者(A・16)により構成された集団である。

金刀比羅講は、昭和48年現在、旧金刀比羅講・東金刀比羅講・昭和金刀比羅講という三つの講集団に分かれている。これら三つの講集団のうち、

その発生が古い講は旧金刀比羅講である。旧金刀比羅講の講員が、地蔵の区・薬師の区・中の区・畠の区に分布しているのに対して、東金刀比羅講は上の区および畠の区の家々を主な構成員としている。

表1より旧金刀比羅講の講員を子細に検討すると、この講は、地蔵の区・薬師の区・中の区・畠の区の古い家柄の本家・分家層の家々により構成されていることがわかる。

東金刀比羅講は、上の区の家々を中心として、大正中期に発生した。薬師の区の44番農家はBの3代前の分家である。畠の区の11番農家は3代前からの本家であり、22番農家は4代前からの本家である。同区の39番農家は、36番農家の2代前の分家である。中の区の28番農家は、上の区の52番農家の8代前の分家である。

このようにして、東金刀比羅講は、上の区の家々を中心として、およそ3代前の本家・分家層の家々、ならびに28番農家のように、上の区と同家関係にある家によって構成されている。

昭和金刀比羅講は、前述の理由によって、旧金刀比羅講にも東金刀比羅講にも加入していない家々により構成されている。

愛宕講は、昭和48年現在、上愛宕講・東愛宕講・西愛宕講・中西愛宕講・昭和愛宕講という五つの講集団に分かれている。愛宕講は、もと上愛宕講・西愛宕講・中愛宕講の三つの講集団であった。西愛宕講を構成している家々は、地蔵の区・薬師の区・中の区に分布してはいるが、地理的に見て、この長谷むらのほぼ西の方角に位置する。とはいっても、西愛宕講を構成している主な要因は、同家（本家一分家）関係にある。1・2番農家は3代前の本家一分家関係であるし、46・43番農家は2代前の本家一分家関係である。50・15番農家は12代前の本家一分家関係であり、30・31は4代前のそれである。13・41・21番農家は、各々、約250年前、4代前の本家・分家・孫分家の関係にある。35・108番農家は、7代前の本家一分家関係である。

以上のように、西愛宕講は、地理的に見て、このむらのほぼ西の方角に位置する古い家柄の本家層の家々によって構成され、ついでこの本家層の家々が自己の分家を隨時加入せしめていった講集

団であると考えられる。

中愛宕講は、昭和初期に軒数が多くなり、一軒の家でゾゴトができなくなつたため、この時、地域別に東愛宕講と中西愛宕講に分かれた。東愛宕講は、上の区の家々を中心として、上の区（地理的に東の方角）に近い、中の区の25・28番農家および畠の区の12・22番農家によって構成されている。中西愛宕講は、地蔵の区・薬師の区・中の区の家々のうち、西愛宕講の講員ではなく、地理的に東方と西方の中間で、しかも西方に近い家々によって構成されている。

上愛宕講は、畠の区の六戸と中の区の一戸より構成されている。中の区の一戸は、明治初期に畠の区の10・23・36番農家と親類であったため、上愛宕講に所属したと言われている。昭和愛宕講は、現在の分家層の家々と第二次世界大戦直後の入村者により構成された集団である。

高野講は、昭和48年現在、上高野講・中高野講・西薬師高野講・昭和高野講という四つの講集団に分かれている。上高野講は、上の区の地蔵菩薩を参拝の対象とした講集団であるため、上の区・畠の区の家々により構成されている。上の区の三軒すなわち芝辻新田の17・18・19番農家は宗旨が異なるため¹⁰⁾、高野講に加入していない。また、畠の区の12番農家は、もと地蔵の区（下組）に居住していたため、西薬師高野講に加入している。中高野講は、中の区の阿弥陀仏を参拝の対象とした講集団であるため、中の区の家々全体により構成されている。西薬師高野講は、薬師の区の薬師如来を参拝の対象とした講集団であるため、薬師の区の家々全体と地蔵の区（もと下組）の家々により構成されている。昭和高野講は、地蔵の区・畠の区の家々のうち、上高野講・中高野講・西薬師高野講のいずれにも加入していない家々により構成されている。これら地蔵菩薩・阿弥陀仏・薬師如来は、明治末年に合祀されたが、講は各講員によってそれぞれ別に営なまってきた。

以上のごとく、高野講を構成している要因は、住居の近接すなわち居住区であるといえる。

長谷高野講はむらの高野講である。この講員資格は、長谷むら定住百年を必要とした。しかし、昭和48年現在、長谷高野講の財産が、部落有財産すなわち長谷土地信託有限会社の一部となつたた

めに、この長谷高野講の講員資格は、近い将来において、長谷土地信託有限会社の社員たる資格と同等になると言われている¹¹⁾。長谷土地信託有限会社の社員たる資格はすなわちむら人たる資格であって、この資格は、①当該村落に本籍を有し、三十年以上定住している事と②当該村落の慣習に従い、諸行事の義務を遂行すること、という二条件を満たすことである¹²⁾。

昭和48年現在、この長谷高野講は、表1に示したごとく、むら人と認められない者すなわち49・101・104・105・110・118、およびむらの準成員¹³⁾すなわち4・7・16・34・45・A・D・114（このうち、16・A・Dは第二次世界大戦直後の入村者、他は現在の分家）、のみならずむらの正成員すなわち17・18・19・39・43（39・43は先代の分家、17・18・19は芝辻新田の家々）も講員としている。

このように、昭和48年現在、むら人と認められない者・第二次世界大戦直後の入村者・現在の分家層の家々・先代の分家層の家々・芝辻新田の家

々は、長谷高野講の講員ではない。

以上における要因分析の結果、長谷むらにおいて、講集団を構成している要因は、①住居の近接（同じ居住区）、②同家（本家一分家）関係、③歴史的にはほぼ同世代の家々の関係（具体的にいえば、世代が類似した家々により構成された講集団）、④親類関係、であると言える。また、大正伊勢講が上伊勢講・西伊勢講に対する共同の対抗意識により発生し、東金刀比羅講が旧金刀比羅講に対する共同の対抗意識により発生したように、昭和伊勢講・昭和愛宕講・昭和金刀比羅講・昭和高野講の発生理由の一つも、既存の講集団に対する共同の対抗意識であった。このように、ある既存の集団に対する共同の対抗意識が一つの集団を成立せしめたといえる。

(二)

〔4〕 妙清講・行者講・念佛講・庚申講・觀音
講

表

2

区 お よ び 農 家 番 号	講 名	念	行	觀	妙	庚	申	講	墓						講			
		仏	者	音	清	道	烟	上	道谷の口	道谷の奥	釜床の上	釜床の下	中	烟	上	芝	辻	その 他
師 の 区	40		○	○	○	○	○					○						
	42	○	○	○	○							○	○					
	44		○	○	○							○	○					
	B		○	○	○							○	○					
中 の 区	110																	
	9	○	○	○	○							○		○				
	15		○	○	○							○						
	21	○	○	○	○		○		○			○						
	25		○	○	○		○					○						
	28		○	○	○		○					○						
	29		○	○	○		○					○						
	34		○	○	○		○					○						
	35		○	○	○		○					○						
	41		○	○	○		○					○						
	33		○	○	○		○					○						
畑 の 区	108	○	○	○	○		○					○						
	10		○	○	○		○					○		○				
	11		○	○	○		○					○		○				
	12	○	○	○	○		○					○		○				
	22		○	○	○		○					○		○				
	23		○	○	○		○					○		○				
	32		○	○	○		○					○		○				
	36		○	○	○		○					○		○				
	39		○	○	○		○					○		○				
	A		○	○	○		○					○		○				
	114		○															
上 の 区	118																	
	49																	
	102			○														
	6		○			○			○					○				
	16		○			○								○				
	17		○			○								○				
	18		○			○								○				
	19		○			○								○				
	37		○			○			○					○				
	38		○			○			○					○				

備考 ○印は講の構成員を示す。無印は講の非構成員を示す。

まず、妙清講から検討したい。以前、このむらに祀られていた、いわば崇敬社的性格のような、長谷妙見の本尊仏が行方不明となった。ところが

昭和26年、この本尊仏の所在が判明したので、長谷むらの人々はこれをイヤ谷小畠三ノ一に迎えた。これを契機に妙清講が再度行なわれるよう

なった。

昭和48年現在、妙清講の講員は、長谷むらの人々・西谷地区の人々・猪名川町の一部の人々・三田市の一部の人々、およそ八百名であり、講營は毎年二回、長谷妙見山において行なわれる。講營の一つは三月の初午大祭であり、他の一つは九月の八朔大祭である。このほか、毎月二十三日に月並祭が行なわれる。このうち、もっとも重要な祭礼は初午大祭である。

初午大祭は午前十一時より始まる。まず、普光寺の住職あるいは43番農家の戸主が、講員（参詣者）の「家内安全」・「病魔退散」の祈禱を行なう。祈禱が終わると昼食になり、講員は御神酒を飲み、食事を共にする。御神酒・食事の費用は講自体が負担し、昼食の準備は世話人および当番が行なう。昼食後、餅が配られ、福引および余興（万才・浪曲・奇術）を楽しむ。余興が終わると、講員は自由に帰宅する。

八朔大祭においては、参詣者に対する祈禱が行なわれるにすぎず、月並祭には当番四人が供物を供えるにすぎない。

これらの祭礼には、御神酒・水玉・塩・洗米を供え、海の幸（昆布）・山の幸（栗・シイタケ）・畠のもの（ニンジン・大根）を供えねばならない¹⁴⁾。

ところで、妙清講には当番と世話人とが決められている。当番は一年交代で畠の区から順次近隣の家五軒がこれにあたる。世話人は各隣保より二名、計十名がこれにあたり、世話人の中の一名が講元になる。しかし、現在では、世話人および講元は固定されている。世話人の役割は、御初穂料を集めたり、祈禱札を配ったりすることである。当番は月並祭に供物を供えることをその役割としている。このほか、①年二回の大祭における供物の準備、②初午大祭における昼食の準備、③初午大祭における余興の舞台の組み立て、は世話人と当番が共同で行なう。

講の運営は、①十二月初旬に世話人が集める御初穂料、②大祭の時の御札料、③御供料、および④長谷むらからの補助金、による。そして、講の運営に必要な経費は、すべて講自体が負担する。

以上のように、妙清講は、長谷むらを中心としながらも、このむらの範囲を越えた宗教的・娯楽的集団である。

ついで、行者講を検討したい。行者講の講營は、毎年一回、九月七日午後三時より行なわれる。この日、午後一時より竜王山の祭礼がある。竜王山の祭神は八大竜王で、中上山一ノ十四に祀られている。この祭礼にはむら人の有志が参詣し、当番が中心となって般若心経を誦す。当番は固定されており、9・25・28番農家の三戸が毎年これにあたる。当番の役割は、供物——御神酒・餅・海の幸・山の幸・畠のものおよび菓子¹⁵⁾——の準備をする。ただし、御神酒・餅の費用はむらが負担する。

般若心経を誦し、参拝者は下山する。こののち、午後三時より行者講が行なわれる。講員（むら人全員）の参拝は自由であるが、参拝すなわち講營に参加しようと思う者は、役行者が祀られているナギ町谷通二十一ノ一に集まり、護摩供養を行なう。まず、普光寺の住職が秘密加持を行ない、心経を誦す。つづいて、講員が「家内安全」・「病魔退散」を記した護摩木を焚く。

護摩供養の後、講員は湯飲み茶碗一杯の御神酒を飲み、講營者が用意したチソウ（酒のサカナ）を食べる。こののち、講員（参拝者）全員に餅と幣が配られ、これを合団に講員は自由に帰宅する。

ところで、行者講には当番と講營者がいる。当番は固定されており、農家番号17・18・19・D・20・8・7の七戸が毎年これにあたる。当番の役割は、護摩供養の準備¹⁶⁾を行なったり、幣を断ったり、祈禱者の接待を行なったりすることである。講營者は一年交代で上の区から順次近隣の家五軒がこれにあたる。講營者の役割は、供物——御神酒・餅・海の幸（昆布）・山の幸（栗・リンドウ）・畠のもの（甘藷・ツクネイモ）——の準備をするほか、チソウ三重・果物および菓子二重の費用を負担する。ただし、御神酒二升・餅七升の費用はむらが負担することになっている。

以上のように、行者講は護摩供養を目的とする宗教的集団である。

念仏講の講營は、毎年十二月十五日午後七時頃に当番の家に集まって行なわれる。当番は講員の中から毎年輪番で選ばれる。当番戸になれば、講員（各戸一人）全員の飲食費を負担しなければならない。念仏講の講營は、もと十三仏真言を唱え

ていたが、現在では、雑談をしながら飲食と共にするにすぎない。このように、長谷むらにおける現在の念佛講は、宗教的色彩を欠いた一種の娯楽集団であると言える。

ところで、念佛講は、1・46・13・27・30・42・21・12・22・9番農家の家々により構成された講集団である。この講の講員は、少なくとも4代前の古い家柄の本家および分家層の家々により構成されている。居住区という観点から見ると、12・22・21・9番農家の家々を除いて、地蔵の区か薬師の区の家々により構成されている。地蔵の区か薬師の区以外の講員のうち、12番農家は4代前まで地蔵の区に居住していたし、22番農家も3代前まで地蔵の区に居住していた。21番農家は、薬師の区の13番農家と同家関係であるゆえに、この講の講員とされている。

このように、念佛講は、地蔵の区・薬師の区を中心とした古い家柄の中の一部の家々により構成されていると考えられる。

ついで、庚申講を検討したい。長谷むらには、道谷の庚申講・畠ノ所の庚申講・上の庚申講という三つの庚申講がある。これらの庚申講は、現在では、講営を行なっていない。とはいえる、これらの各庚申講には当番が決められ、秋の庚申の日には、各講の当番が、祭礼のしるしとして、御神酒・海の幸・山の幸・畠のものを各講の庚申塚（石塔）に供え、赤飯一重とミカン五個を講員に配る。これら供物・赤飯・ミカンの費用は当番が負担し、当番は帳箱の管理も行なう。この当番は講員の輪番（講員帳の順）である。

道谷の庚申講は、道谷一番の石塔を中心の区の居住者が祭祀の対象にしている。しかしながら、中の区の居住者のうち、9・15・28番農家はこの講に加入していない。9番農家は上の区の37番農家の10代前の分家であり、15番農家は地蔵の区の50番農家の12代前の分家であり、28番農家は上の区の52番農家の8代前の分家である。このように、中の区以外の区に本家を有する中の区の古い分家の三戸が、この講の講員ではない。薬師の区の40番農家がこの講の講員である理由は、農地改革以前まで庚申講田を耕作していたことによる。

畠ノ所の庚申講は、門畠二十五番の庚申塚（石塔）を畠の区の居住者が祭祀の対象にしているが、

第二次世界大戦後の入村者（農家番号A）・現在の分家（農家番号114）・むらの非員（農家番号49・118）は、この講の講員ではない。

上の庚申講は、イヤ谷小畠一番の石塔を上の区の居住者が祭祀の対象にしているが、芝辻新田の三戸（17・18・19番農家）・第二次世界大戦後の入村者（16番農家）は、この講に加入していない。

以上のように、長谷むらの庚申講は、ほぼ居住区分別の講集団であると言える。とはいえる、講営が存在せず、形式的祭祀活動のみとなっている庚申講は、この集団が崩壊したとは言えないまでも、集団性がきわめて微弱となった講集団であると考えられる。

次に、観音講を検討したい。観音講の講員は老女たち¹⁷⁾である、老女のいない家はこの講の講員ではない。この講に加入したい者は、その家の近くに講の当番（世話人）が回ってきた時に、講員の同意を得て加入する。新規加入者は、加入のしるしとして、必ず次回の講営の当番にならなければならない。当番の任務は、講営の際、普光寺で講員全員の主食の準備を行なうほか、副食を講員の人数分だけ持参することである。つまり、当番は、講営の際、講員の食事のいっさいを負担する。この当番は、一ヶ月交代で、講員中より二名が輪番（家の近接の順）でこれにあたる。

講営は、毎月十七日、普光寺に集まって行なわれる。ただし、六月・十一月は農繁期であるため休講する。毎月十七日、講員は午前十一時半頃、普光寺の庫裡に集まる。全員が集まると、講員たちは当番が用意した食事を共にする。食事が終わると、休息と称して全員が雑談を楽しむ。こののち、本堂に移り、「オツトメ」といって住職と共に読経する。つづいて、御詠歌三十三番を唱え、住職の法話を聞く。住職の法話が終わると、講員は各自自由に帰宅する。

以上のように、長谷むらにおける観音講は、老女たちの娯楽集団であると共に宗教的集団であり、むらあるいはむら人の宗教的行事に重要な役割を遂行する集団である。

[5] 墓講の実態およびこの講集団を構成している要因の析出

長谷むらの墓講は、墓地を共同にする家々が講

當という共同の活動を営む集団であって、新しい分家やむらへの新規加入者で、このむらに墓地をもちたいと思う者は、講當の際、講員の同意を得ることを必要とする。新規加入者は、新規加入のしるしとして、必ず次回の当番戸になって講當のいっさいを引受けなければならない。講當は通常講員の家において輪番で行なわれる¹⁸⁾。墓講の行事は、毎年八月七日午前八時に各戸一人が墓地に集参し、午前中に墓掃除をして供花（檻を供える）を終え、昼過ぎに当番の家に集まって飲食を共にする¹⁹⁾。この飲食の費用はすべて当番の家が負担する。この場合の席順は、社会的地位や年令によっておのずから決まる²⁰⁾。

ところで、道谷の奥の墓講は講員が多いので、講當は二つに分けて行なわれるが、畠所と上ノ墓の両講集団は、講員が少ないため、講當を共にする²¹⁾。この二つの例外を除けば、講當はすべて同じ墓講の講員のみで行なわれる。

次に、墓講を構成している要因を分析しよう。表2を見ていただきたい。表2によると、道谷の口の墓講は、13・41・21・8・7・20番農家の家々により構成された講集団である。41番農家は、13番農家の約250年前の分家で、21番農家の4代前の本家である。すなわち、13・41・21番農家は、それぞれ同家（本家一分家）関係にある。8番農家は7番農家の現在の本家であり、この8番農家と7番農家の関係もまた同家関係である。20番農家は、現在においては単独での墓講に所属しているが、以前は、この20番農家と系譜の近い家がこの道谷の口の墓講の講員であったとされている²²⁾。

とすれば、道谷の口の墓講は、三つの異なった同家関係が合同した講集団であると考えられる。

道谷の奥の墓講は、1・3・2・4・46・43・45・50・15・12・35・29・108・34・32・52・28番農家の家々により構成された講集団である。この墓講は、先述のごとく、講當を二つに分ける。一つは、1・3・2・4・46・43・45・50・15・12番農家による講當であり、他の一つは、35・29・108・34・32・52・28番農家による講當である。

まず、1・3・2・4・46・43・45・50・15・12番農家間の関係を分析しよう。1番農家は、3番農家の8代前の本家であり、2番農家の3代前

の本家である。2番農家は4番農家の現在の本家である。このように、1・3・2・4番農家は、それぞれ同家（本家一分家）関係にある。46番農家は、43番農家の2代前の本家であり、45番農家の現在の本家である。これら、46・43・45番農家間の関係も同家（本家一分家）関係である。また、1番農家と46番農家は、古い時代に、オモヤとインキョの関係にあったと言われているが、この事実は、現在、明確ではない。50番農家は15番農家の12代前の本家であり、この家々の関係もまた同家関係である。12番農家が道谷の奥の墓講である理由は、もと下組（地蔵の区）に居住していたことによる。

以上のように、1・3・2・4・46・43・45・50・15・12番農家により構成されている道谷の奥の墓講は、複数の同家（本家一分家）関係にある家々が合同した講集団であると考えられる。住居の近接（同じ居住区）という観点から見ると、この講は、15番農家を除いて、すべて下組（地蔵の区）あるいはもと下組の家々により構成されている。

ついで、道谷の奥の墓講の他の一つの講當を構成している家々の関係を分析しよう。35番農家は、29番農家の8代前の本家であり、108番農家の7代前の本家でもあり、34番農家の現在の本家でもある。この29番農家は、32番農家の3代前の本家である。

このように、35・29・108・32番農家は、それぞれ同家関係にある。52番農家は28番農家の8代前の本家であり、これら52番農家と28番農家との関係も同家関係にある。

以上のごとく、35・29・108・34・32・52・28番農家により講當されている墓講は、異なった二つの同家（本家一分家）関係にある家々が合同した講集団であると考えられる。

総じて、道谷の奥の墓講は、講當の観点から見ても、系譜の観点から見ても、異なる二つの講集団が合同した講集団であると考えられ、各講集団はそれ程異なった複数の同家関係により構成されていると考えられる。また、居住区の観点からこの道谷の奥の墓講を見ると、一方が地蔵の区の家々を中心としているのに対して、他方は中の区の家々を中心として構成されている。

釜床の上の墓講は、30・31・25番農家の家々により構成された講集団である。31番農家は30番農家の4代前の分家で、両農家とも今北家の系譜を引く同家関係にある。25番農家は大東家の系譜に属し、以前は25番農家と系譜を同じくする家がこの釜床の上の墓講の講員であった。しかし、現在においては、25番農家のみがこの墓講の講員である。

以上のように、釜床の上の墓講は異なった二つの同家関係にある家々の講集団である。

釜床の下の墓講は、B・33・44・40・42・27・38番農家の家々により構成された講集団である。27番農家と38番農家は、明治以前に住居が近接²³⁾していたために、通称、中上山に共同の墓地を所有していたと言われている。42番農家とBも住居が近接していたために、通称、タイのハナに共同の墓地を所有していたと言われており、Bの分家である33番農家と44番農家は順次、このタイのハナに加えられたと言われている²⁴⁾。そして、40番農家は、44番農家と親類になったのを契機に、このタイのハナに加えられたと言われている²⁵⁾。このタイのハナと中上山が、明治初期に合同して現在の釜床の下の墓講が成立した。

以上のように、釜床の下の墓講は、同家関係・住居の近接・親類という関係が混在している講集団であるということができる。

中井の墓講は、11・37・9・36・39番農家により構成された講集団である。11・37・9・36番農家は、もと住居が近接（上組）していた。同家（本家一分家）関係の観点より見ると、9番農家は37番農家の10代前の分家であり、39番農家は36番農家の2代前の分家である。

このように、中井の墓講は、住居の近接、異なる同家関係、にある家々の講集団であるが、墓講構成の順序から言えば、11・37・9・36番農家の家々により構成された講集団に36番農家の分家である39番農家が加えられた講集団である。

畠所の墓講は、10・23・114・22番農家の家々により構成された講集団である。10番農家は、23番農家の5～6代前の分家であり、114番農家の現在の本家である。すなわち、23・10・114番農家は、それぞれ同家関係にある。22番農家は、もと下組（地蔵の区）に居住していたが、3代前、

現在の居住区に移転したのを契機に、この墓講に加入した。居住区（住居の近接）という観点から見ると、この墓講はすべて畠の区の家々により構成されている。

以上のように、畠所の墓講は、同家関係と住居の近接という関係が重層した講集団である。

上ノ墓講は、6・48・51・A・16番農家の家々により構成された講集団である。この墓講は、もと、上組（上の区）の6・48・51番農家の家々により構成された講集団であった。第二次世界大戦後、Aおよび16番農家が、この長谷むらに入村した。16番農家は48番農家の親類であり、Aは51番農家の親類である。この親類という関係によって、Aおよび16番農家は、上ノ墓講の講員になった。

このように、上ノ墓講は、住居の近接という関係により構成されていたが、第二次世界大戦後、この講の講員が自己の親類を加入せしめた講集団である。

芝辻の墓講は、芝辻新田の家（17・18・19番農家）三軒とDにより構成された講集団である。これら各家の共同墓地は、芝辻、通称オシガイモにある。芝辻新田の家々である17・18・19番農家は、同家関係にあると同時に住居の近接関係もある。Dは、芝辻新田の家々と同家関係でもなければ、住居の近接関係でもない。昭和16～17年頃、芝辻新田の17番農家が区長の役職にある時、Dの家に戦死者があった。この時、芝辻新田の17番農家自らの推せんによりDは芝辻の墓講に加えられた。

このように、芝辻の墓講は、同家（本家一分家）関係にある家々、およびこれらの家々の了承を経て加入を許された家、により構成された講集団である。

このほか、49番農家と118番農家は、むら人とは別な場所、すなわちイヤ谷小畠一ノ二十五に共同の墓地を所有している。なぜなら、これらの家々は、むらの非員員であり、かつ親子関係にあるからである。

102は住職で普光寺の墓地を所有している。

以上のように、長谷むらの墓講は、墓地を共同にする家々が講営という共同の活動を営む集団であって、各墓講によりその構成原理は幾分異なるけれども、このむらの墓講を構成している要因と

して、①同家（本家一分家）関係、②住居の近接（同じ居住区）、③親類関係、をあげることができる。

一以下、次号に続く一

（後記）この調査報告は、宝塚市史編集のための基礎調査の一環として、余田博通教授の下で行なったものである。この調査にあたっては、宝塚市史編集室の諸氏および西谷地区長谷の区長をはじめむらの人々、とりわけ藤川栄太郎氏にお世話になった。記して深く感謝する。

- 1) 長谷むら所有文書、明治43年
余田博通、農業村落社会の論理構造、昭和37年、弘文堂、381-405ページ
- 2) 長谷むら所有文書、昭和30年
余田博通、前掲書、402-403ページ
- 3) 詳細は、井上文夫、一村落の集団論的研究（I），関西学院大学社会学部紀要28号、1974年、45-57ページ参照
- 4) これは、われわれが調査した年の供物である。
- 5) われわれが調査した年の挨拶は、およそのような挨拶であった。すなわち、「お寒いところ、夜分、区長をはじめ多数の人に集まつていただきましてありがとうございました。まれに務めさせていただきます講習ですが、決めていただいたとうりのチソウ（酒のサカナのこと）もいたしかねておりますけれども、お酒だけは準備しておりますので、ごゆっくりお召し上り下さい」という意味の挨拶であった。
- 6) 長谷伊勢講・金比羅講・愛宕講・高野講記録貯金講員帳（長谷むら所有文書、昭和38年）によると、「講員参詣を目的に一ヵ年金五百円宛貯金する。保管については区長責任に於いて別途積立保管する」と

ある。

- 7) 長谷むら所有文書、昭和38年
- 8) 第二次世界大戦以前においては、講員あるいはむら人の中で経済的に困窮し、田・畠の売却を望む者があると、講がその人の田・畠を買い受け、その売人に田・畠を小作させるという援助活動も存在していた。
- 9) 長谷むら所有文書、昭和38年
- 10) 長谷は真言宗であるが、芝辻新田は浄土宗である。
- 11) これは、昭和48年現在において、未決定な問題である。
- 12) 詳細は、井上文夫、一村落の集団論的研究（I），関西学院大学社会学部紀要28号、1974年、45-47ページ参照
- 13) 前記の⑨の条件を満たしてはいるが、⑩の条件を満たしていない者。詳細は、井上文夫、一村落の集団論的研究（I），関西学院大学社会学部紀要28号、1974年、45-47ページ参照
- 14) 五色か七色か九色かの奇数個を供える。
- 15) 五色か七色かの奇数個で、菓子は参詣の子供に与えられる。
- 16) 簡単に言えば、薪36本を組み、この真中に幣を立てること。
- 17) この年令の基準は相対的なものである。
- 18) 19) 余田博通、農業村落社会の論理構造、昭和37年、弘文堂、292ページ
- 20) 21) 余田博通、前掲書、292ページ
- 22) 現在、この点については明確なことが判明しがたい。
- 23) この当時、両農家は親類関係にあったとも言われている。
- 24) 25) これらの点については、現在、明確なことが判明しがたい。